

# 「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」について

平成25年度保健福祉部業務研究等報告会  
保健福祉総務課 主事 佐久間 史希



# 本日の概要

1

• 「避難行動要支援者」とは

2

• ガイドライン策定の経緯

3

• ガイドラインのポイント

4

• 避難支援体制構築のステップ

5

• 課題は山積

6

• 今後の方向性・目標とその先

# 「避難行動要支援者」とは

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。

つまり・・・

災害時、安全な場所に避難するために

「誰かの助けが必要な人」

ex. 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人 等

# 阪神淡路大震災における調査

生き埋めや閉じ込められた際、誰に助けてもらったか？

誰に	%	自助・共助・公助の別
自力で	34.9	自助
家族に	31.9	66.8%
友人・隣人に	28.1	共助
通行人に	2.6	30.7%
救助隊に	1.7	公助
その他	0.9	1.7%

「自助」や「共助」が大切



# ガイドライン策定の経緯

震災前

旧ガイドライン  
の策定

- 国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)
- 県「災害時要援護者支援ガイドライン」(平成18年10月)

H23.3.11

東日本大震災  
の発生

- 65歳以上の高齢者の死者数が死者数全体の6割を占めた
- 障害者の死亡率が被災者全体の死亡率の約2倍にのぼった
- 消防団員、民生委員等の支援者の死者・行方不明者が多数にのぼった
- 避難所での生活が困難な高齢者や障害者等が多数にのぼった 等

H24年度

県ガイドライン  
の見直し着手

- 市町村ヒアリングの実施、県ガイドライン素案の作成(H24.10)
- 有識者への意見照会(H24.12)
- 市町村説明会開催、市町村意見照会(H25.1)



# ガイドライン策定の経緯

市町村への意見照会、ヒアリングの結果

1

• 災害時における公助の限界

2

• 地域が主体となった支援体制

3

• 地域における防災意識の向上

『地域住民』『ご近所』が  
主体となった取組み

# ガイドライン策定の経緯

H25.6.21

改正災害対策  
基本法の公布

- 「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村に義務付け
- 平時からの避難支援者に対する名簿情報の提供
- 災害時における名簿情報の活用
- 避難所における生活環境の整備 等

H25.8.19

国取組指針の  
公表

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

被災県として、東日本大震災の教訓と、  
国の指針等を踏まえた県の考え方を示し、  
市町村の取り組みを促進する必要性がある



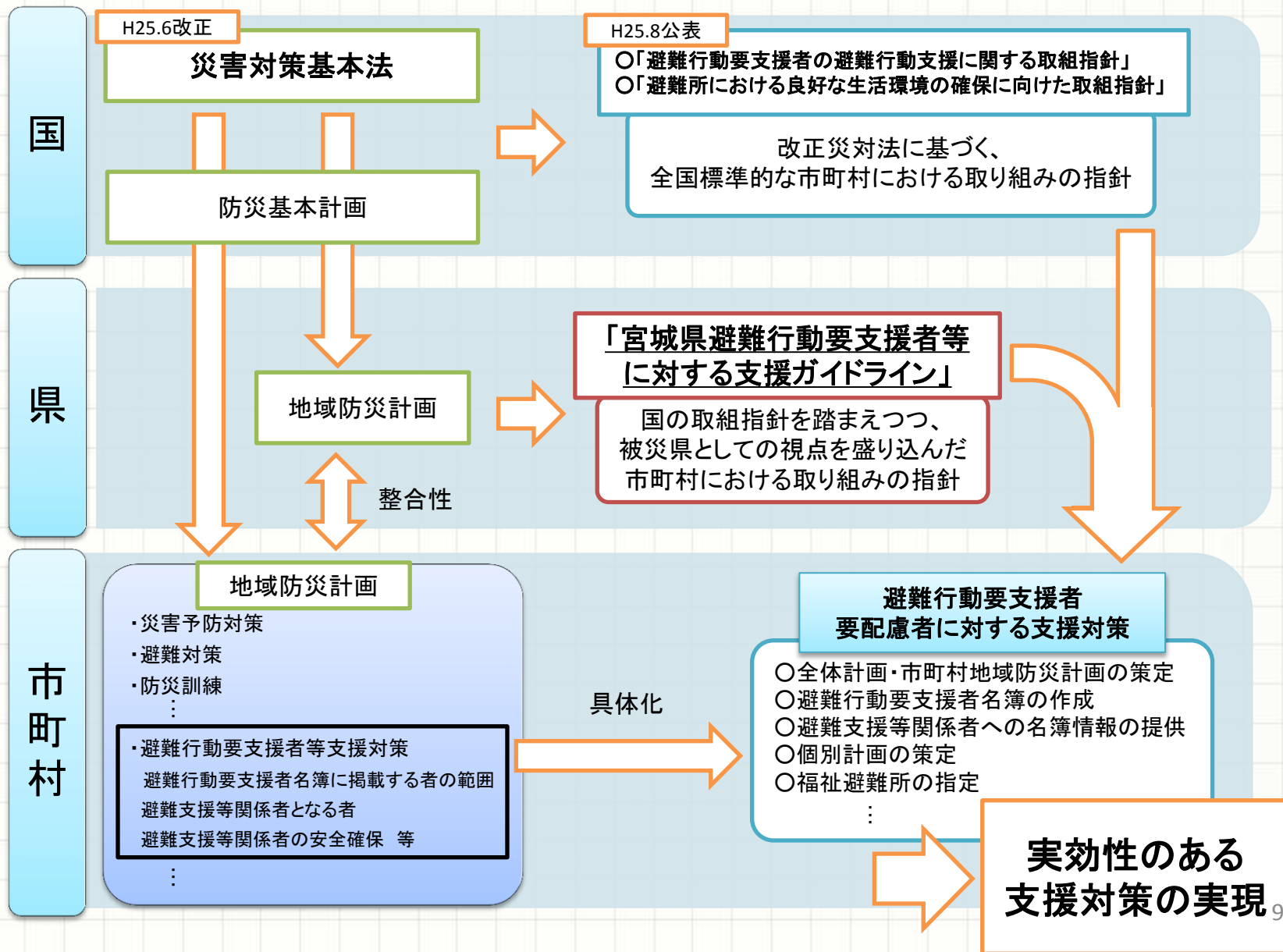
県「災害時要援護者支援ガイドライン」(平成18年10月)の  
改訂版となる、

「宮城県避難行動要支援者等に対する  
支援ガイドライン」

を策定し、公表(平成25年12月)



# ガイドラインの位置づけ



# ガイドラインのポイント

- ポイント1 : 用語の変更
  - ポイント2 : 対策の基本となる計画の策定
  - ポイント3 : 避難行動要支援者名簿の作成
  - ポイント4 : 対策フローや具体的な様式例の記載
  - ポイント5 : 適切かつ積極的な個人情報の取扱い
  - ポイント6 : 地域が主体となった個別計画の策定
  - ポイント7 : 避難支援者の「安全確保」「退避」
  - ポイント8 : 福祉避難所の指定・運営
  - ポイント9 : きめ細かな要配慮者への配慮
  - ポイント10 : 分かりやすいガイドラインを目指した事例の掲載
- ・  
・  
いろいろありますが、、、

# ガイドラインのポイント

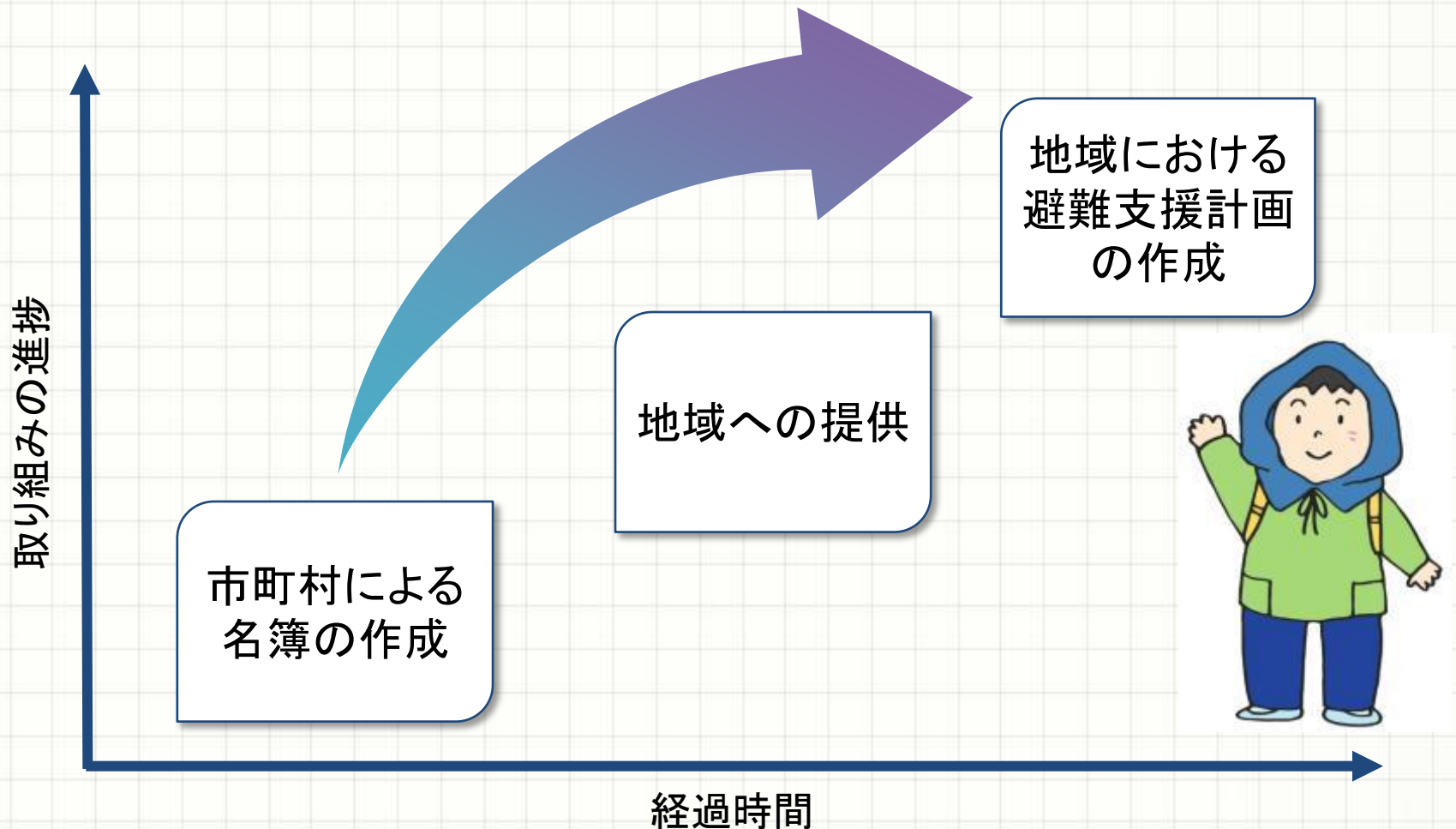
## 『名簿作成の義務化』

○各市町村において、「避難行動要支援者名簿」を作成することが災害対策基本法で義務付けられた。

## 『平時から名簿情報を地域へ提供』

○作成した名簿は、本人の同意を得た上で、民生委員、自治会、町内会、社会福祉協議会、警察、消防などに対して提供することとされた。

# 避難支援体制 構築のステップ



# 課題は山積

- 市町村地域防災計画の修正
  - 避難行動要支援者の範囲は？
  - 名簿を提供する避難支援者の範囲は？
- 本人同意の取得
  - 避難行動要支援者一人ひとりから同意を得るには？
  - 同意を得られなかったら？
- 避難支援者の決定
  - 誰が避難支援者になる？
  - 日中は高齢者だけだが？
  - 避難支援者の安全確保は？
- 避難所で生活できない
  - 福祉避難所の指定をすすめるには？
  - 福祉避難所における備蓄にかかる費用は？



などなど



# 今後の方向性・目標とその先

- 市町村に対するガイドラインの普及、取組支援
- 市町村に対する先進事例の提供



平成26年2月5日(水)

「避難行動要支援者等に対する支援に関する市町村担当者会議」を開催（33市町村が参加）



会議後の個別相談多数！



# 今後の方向性・目標とその先

市町村における名簿の整備状況

	整備し、更新中		整備途中		未着手	
	宮城県	全国平均	宮城県	全国平均	宮城県	全国平均
H25.4.1現在	71.4% (25団体)	73.4%	22.9% (8団体)	24.3%	5.7% (2団体)	2.3%



平成26年度中に

名簿整備率100%へ

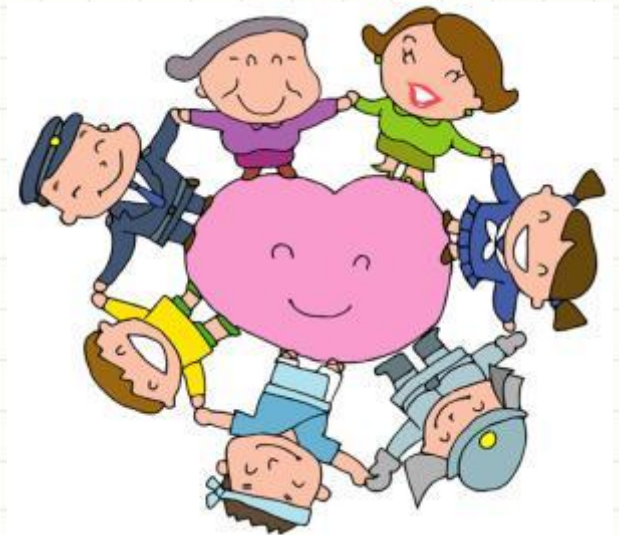


# 今後の方向性・目標とその先

- 真に実効性のある避難支援計画の実現
- 本人参加型訓練による検証・不断の見直し
- 地域の助け合い・支え合いの意識の醸成

みんなで高める

『ご近所力』



ご静聴ありがとうございました。



©T.NORITA